

## お知らせ

### 久居公民館休館

久居公民館  
☎256-3931 📠256-3919

久居公民館は空調設備改修工事のため、次の期間休館します。  
**期間** 11月5日(月)～12月2日(日)

### 橋南市民センター休館

市民交流課  
☎229-3252 📠227-8070

橋南市民センターは空調設備改修工事のため、10～11月の間、一部休館します。詳しくは、橋南市民センター(☎226-1146)へお問い合わせください。

### 三重おもいやり駐車場利用証制度

福祉政策課  
☎229-3283 📠229-3334

三重おもいやり駐車場利用証制度は、歩行が困難な身体に障がいのある人や妊産婦などに、公共施設や店舗などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交

付する県の制度です。利用証の申請は、県庁や県保健福祉事務所、県障害者相談支援センターのほか、市でも次の窓口で受け付けています。

障がい者	障がい福祉課(市本庁舎1階、☎229-3157)または各総合支所市民福祉課(福祉課)
要介護高齢者など	介護保険課(市本庁舎1階、☎229-3149)または各総合支所市民福祉課(市民課)
妊産婦	中央保健センター(津リージョンプラザ1階、☎229-3164)または各保健センター
その他	福祉政策課(市本庁舎1階、☎229-3283)

### 就学時健康診断

教委学校教育課  
☎229-3246 📠229-3332

来年4月に小学校入学予定の子どもを対象に、各小学校などで健康診断を無料で行います。該当する家庭には、10月中旬にお知らせを郵送しますので、指定期の日時や会場を確認の上、子どもと保護者が一緒にお越しください。

### 災害時要援護者登録制度

福祉政策課  
☎229-3150 📠229-3334

災害時に自力での避難が困難な人が、地域の人に避難支援を希望する場合は、災害時要援護者として登録できます。

**対象** 一人暮らしなど災害時に家族等の支援が受けられない人で、次の①～③のいずれかに該当し、地域支援者への情報提供に同意する人  
①65歳以上の人②一定の要件を満たす障がい者③要介護認定が3以上の人

**問い合わせ** ①高齢福祉課(☎229-3156)②障がい福祉課(☎229-3157)③介護保険課(☎229-3149)または各総合支所市民福祉課(福祉課)、その他制度に関することは福祉政策課(☎229-3150)

災害時には、地域の皆さんも被災者となる可能性があるため、日頃からできる範囲で自らの身を守るよう心掛けることが大切です。

## 個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度 ～新たに10月から引き落としになる人へ～

問い合わせ 市民税課  
☎229-3130 📠229-3331

### 公的年金からの特別徴収制度とは

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税を年金からの引き落としにより納付する制度です。

次に該当する人は、平成24年10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。対象者には、6月に発送した「平成24年度市民税・県民税納税通知書」に、お知らせを同封しています。

### 新たに対象となる人(次の全ての条件を満たす人)

- 平成23年度に年金から特別徴収されていない人(平成23年度途中で年金からの特別徴収が中止になった人も含む)
- 昭和22年4月2日以前に生まれた人
- 平成23年中の所得が公的年金のみで、平成24年度個人市民税・県民税が課税されている人

- 平成24年1月1日以降、引き続き市内に居住している人
- 年金から介護保険料が引き落としされている人

### 納付方法

今年度は、年税額の半分を今までどおり、第1期、第2期に分けて普通徴収で納付していただき、残り半分の3回(10月、12月、翌年2月)に分けて年金から引き落とします。

月	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	平成24年 6月 (第1期)	平成24年 8月 (第2期)	平成24年 10月 (年金支給月)	平成24年 12月 (年金支給月)	平成25年 2月 (年金支給月)
算出 方法	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6